

検証 明智光秀の正体

教育学部 教授 鍛代敏雄

はじめに

令和3年(2021)度の公開講座では、「検証 明智光秀の正体」のテーマを掲げて、第1回(12月2日「『信長公記』の光秀」、第2回(12月16日「古文書から探る光秀」、第3回(令和4年1月20日「本能寺の変－明智天下の十二日間」)に分けて講話をおこないました。もともとは令和2年度の9月に企画されていた講座でしたが、新型コロナ禍にあって1年遅れてようやく開講できました。当日、ご参会くださり、受講していただいた市民の皆様には、あらためてお礼を申し上げます。

東北福祉大学生涯学習支援室からの原稿依頼によるこの小稿において、紙幅の都合で講座内容の全体を報告する余裕はありません。そこで講話のなかで触れた内容で、一般にはあまり紹介されていない史料や、これまでの研究を訂正すべき新情報についてまとめながら、明智光秀の正体の一斑を検証してみたいと思います。

I 二重主従制と「上様殿様」体制

奈良・興福寺多聞院の僧・長実房英俊の日記『多聞院日記』天正10年(1582)6月17日条には、明智光秀はもと細川藤孝(幽齋)の「中間」(給分のある従者)だったと書かれています。本能寺の変から山崎の合戦までの間、下克上した成り出者が天下をねらって、結局は謀叛人として討取られたことを述懐したものです。国持ち大名となった後も、光秀と藤孝との親交の篤さを物語ったものでしょう。

従来、「永禄六年諸役人附」⁽¹⁾の「足軽衆」のなかに「明智」と初見され、美濃国守護土岐一門の足軽衆・明智某が、13代將軍義輝の奉公衆であったと考えられてきました。しかし、近年、本史料は義輝期と義昭期の二重構成となっており、「明智」は永禄10年(1567)2月から同11年5月の部分で、かつ「明智」は追記とする指摘があります⁽²⁾。

個人所蔵・熊本県立美術館寄託文書によれば、永禄8年(1565)、近江国高嶋郡田中城に籠城していた光秀が、坂本居住の幕臣・米田貞能^{こめだ}にたいし外科薬の調合法を口伝した。それを筆録した医書「針薬方」を、米田から若狭国熊川領主の沼田光兼が受領したとする覚書が発見されました⁽³⁾。沼田光兼の女子が麿香、細川藤孝の妻で嫡男・忠興の実母です。米田・沼田の両家は細川家の家臣となりましたので、その史料が熊本に残ったわけです。

光秀関係の古文書を通覧すると⁽⁴⁾、書状の初見は、永禄7年(1564)9月5日付けの丹羽長秀・光秀の連署書状写になります。美濃国常在寺の境内守護不入を保証した文書(「常在寺文書」)ですが、文章に難があり、長秀の花押影、光秀には「他出、不及判形」と記されていますが、この時期に長秀と光秀によるこのような連署が出された点は不審といえます。とすれば、確実な文書の初見は、永禄12年(1569)2月29日付けの近衛屋敷門外町人中宛て日乗朝山・村井貞勝・明智十兵衛尉光秀連署書状(「陽明文庫文書」)になります。「公方様・御代様 御座所近辺寄宿停止」と、公方様・將軍足利義昭および御台所の御

座所近辺での寄宿を停止させ、交名の注進を町人に命じたものです。義昭の周辺の安全警護に関する命令を、朝廷に修法を奉仕しかつ信長に仕えた僧・日乗、信長奉行の貞勝、義昭の側近光秀の三者が連名で花押をすえて発給したものです。ちなみに、信長の一代記『信長公記』永禄12年正月4日条では、三好三人衆が攻囲した京六条御所に立て籠もる義昭方には、「細川典厩」(藤孝)と「明智十兵衛」(光秀)が確認できます。その後、同年4月14日付け、木下秀吉・光秀の連署書状をもって、山城国相楽郡加茂庄中にたいし、400石の運上と軍役100人の陣詰を命じ、ついで同16日付け、秀吉・丹羽長秀・中川重政・光秀の連署で、禁裏御料所・丹波国山国庄の押領につき、信長が糾明し、朱印状によって直務を裁許したことを、禁裏御倉職の立入宗継に伝達しています。

公家・山科言継の日記『言継卿記』永禄13年正月26日条では、義昭に年始の礼に出向した記事に、光秀は義昭の「奉公衆」と見えます。したがって、これらの史料を考え合わせると、この時期、光秀は將軍家の奉公衆(昵近御家人)であり、信長にも仕えていたことは明白です。したがって、足利義昭・織田信長の連合政権の政治体制のなかで、義昭・信長の両主との二重の主従契約を結んでいたということが出来ます。永禄13年4月20日付けの細川藤孝等幕臣宛て光秀書状(「熊本県立美術館所蔵文書」)によれば、越前国朝倉攻略に関する金ヶ崎の退き口の件を報告しています。だから、信長への軍事的な奉公は確実です。

ところが、このような両属的な主従関係から、信長への一元的な直臣化の異動が決行されました。年月日を欠いていますが、元亀2年(1571)12月と推定されている、義昭側近の曾我助乗宛て光秀書状(「MOA 美術館所蔵文書」)からわかります。そこには「我等進退之儀、御暇申上候処」「直ニ御暇を被下」「かしらをもこそけ候」(剃髪)「みくるしく候て憚入候」と書かれています。つまり、光秀は自分の出処進退である「暇」(義昭との主従の縁を切ること)に関し、曾我に取り次ぎを依頼して、主従関係を断つことを、義昭から認められたわけです。この年9月、比叡山の焼き討ちがありました。信長から命じられた光秀は延暦寺領を没収しています。義昭はそのことを譴責しました。信長と対立した義昭は、翌元亀3年、本願寺顕如と連携して、武田信玄ら諸大名と内通、信長包囲陣の構築を企てています。さらに元亀4年正月(同3年9月説もある)、信長は將軍義昭を弾劾する17箇条におよぶ「異見」を差し出し、義昭のことを「悪しき御所」(悪公方)と罵倒しました。このような政治的な対立を十分に承知していた光秀は、信長との主従契約に一本化せざるを得ないと判断したに違いありません。

さて、ここで主人にたいする称号を光秀らの発言から探っておきましょう。光秀は、將軍義昭のことは、信長や大名らと同じように「公儀」ないしは「公方」と尊称していました。信長にたいしては、ほかの家臣らとひとしく「殿様」と呼称し、なお天正元年(1573)7月、義昭を京都から追放した信長にはとくに「御屋形様」と称しています。ほんらい「御屋形様」とは、幕府の管領や守護のことを指していました。將軍ではない信長を、管領職と同等の称号としたことがわかります。信長の家臣団も同様でした。だが、天正3年(1575)11月、信長が家督を信忠に譲り、本城の岐阜城(安土城は、翌4年正月から普請がはじまる、信長の新城です)と尾張・美濃の両本国を譲渡すると、信長は「上様」、信忠は「殿様」といわれるようになりました。たとえば、信長家臣団以外においても、天正4年4月19日付け連歌師・里村紹巴書状⁽⁵⁾には、「従来廿五日千句候」「但定日ハ上様御下国次第候」と、信長を「上様」と呼んでおり、衆知されていたようです。本能寺の変の直後、天正10年6月5日付け、中川清秀宛ての羽柴秀吉書状⁽⁶⁾には、

光秀の政治動向を牽制して、「上様并殿様何も無御別儀、御きりぬけなされ候」と、信長＝上様、信忠＝殿様が無事だと、摂津衆の中川に偽情報をながしています。

かくして、天正3年の家督相続後の織田政権は、「上様殿様」体制、ないしは「二屋形」体制ということができるでしょう。このような家督の継承は、戦国大名に広く見ることができます。たとえば、北条氏は御本城様の氏康＝上様と氏政＝殿様、毛利氏は元就＝大殿と隆元＝若殿のように、「二屋形」体制⁽⁷⁾を構築し、外交や内政を分掌していました。衆知のとおり、家康＝大御所様 秀忠＝將軍様、家康の死後は大御所の秀忠＝公方様、家光＝若君様（『源敬様御代御記録』）などといったように、かかる二頭的な家督体制が秀忠大御所時代まで存続し、將軍家光によって停廃されました。いわば戦国的な遺風が江戸初期まで残滓形態としてあったと見なされます。

このような大名家中の慣行は、おそらく鎌倉武家法以来の「悔返（還）」^{くいかえし}の権限にかかわりがあるのではないかと想像されます。すなわち前家督が、譲与した財産を、現家督から没収することのできる権利のことです。家父長の自由裁量がありました。だから、主に生前に家中の後継者を決定し相続贈与していたものと思われます。家督として相応しくない場合は、廢嫡となるか、父子間で鬭争していずれかが奪取したものでした。伊達家のように父子間の抗争がおこるのもうなずけます。また、大名家中の政権交代を緩やかに遂行し、安定政権であることを内外に示すための施策も想定できます。わたしは、このような大名家中の家督＝「国主」交代期における体制を「上様殿様」体制と呼びたいと考えています。

Ⅱ 京都代官・寺社奉行－「石清水八幡宮文書」をめぐる一

元龜2年（1571）9月12日の比叡山焼き討ちの後、坂本の宇佐山城主であった光秀は、信長から近江国志賀郡と坂本城を預け置かれ、坂本に在城して普請につとめます（『信長公記』巻4）。吉田神社の神主・兼見の日記『兼見卿記』^{かねみきょうき}同4年（天正元年）6月28日条によれば、京都から坂本に下向して、当代一の連歌師・里村紹巴が興行する連歌会にのぞんだ兼見は、「天主之下立小座敷」と書いており、坂本城は天守を構えていたことが知られます。

天正元年7月、村井貞勝は「天下所司代」に任命され、在京して、主に天下＝京都の施策を実行します。あわせて光秀も9月以降、京都代官に任じられたようです。天正元年（1573）9月から天正3年（1575）7月、この期間が、坂本城および京都代官・寺社奉行の時代といえます。当初、在京の際は、医師・施薬院（徳雲軒）全宗邸に逗留していました。村井貞勝は東洞院三条に邸宅を構え、二人の連署状（連名・連判の書状）をもって京都の政道を掌りました。

京都代官の職務権限として、朝廷や幕府にかかわる権門寺社の多い京・畿内においては、寺社奉行の職掌も持つこととなります。寺社訴訟の裁許は、土地に関する裁判がほとんどでした。たとえば、南山城の「石清水八幡宮文書」を紹介しましょう⁽⁸⁾。伊勢神宮につぐ天下第二の宗廟と称された石清水八幡宮が所蔵する重要文化財「菊大路家文書」(旧社家「善法寺家文書」)に、天正2年（1574）2月4日付け善法寺御雑掌宛ての光秀書状が収められています。刊本としては、『大日本古文書 家わけ第四 石清水文書之六』(264号文書)、『岐阜県史 史料編古代・中世 四』(1973年、253頁)、前掲『明智光秀－史料で読む戦国史』(63頁)などに所収されていますから、研究者のあいだでは知られている文書です。

本書状は、折紙の判物（自署と花押を書いて相手方の権利を保障した文書）で、善法寺堯清の雑掌（家政の代官・右筆、年貢収納や裁判・取次などの職掌）宛です。書止文言「恐々謹言」や宛所の位置の高さからみて、足利尊氏以来、室町将軍家の御師（祈祷師）職を勤めた善法寺門跡家、当時の社務検校の堯清に相応の敬意を表した書札礼でした。かつて、白河法皇と昵懇だった光清の12男・成清が善法寺を名乗って、禁裏御師の田中門跡家とともに、別当・検校に就任する祠官家（法体の社家）が善法寺家です。

文書の内容は、永禄4年（1561）正月17日付けの借用書（現存せず）の通り、銭7貫文をもって、神人の能村甚八郎が、当時の善法寺掌清（堯清の兄）から生津郷における年貢請負の代官としての権利を期限付きで買い取った。奈良の「多聞」にいた光秀はあらためて真相の究明にあたったところ、売り渡しの期限は契約の「一倍」（2倍）、「数十年」（実際は13年間）に達していたが、代官の能村方が管理し続けている。ただいま、借入の元金にあたる5石分を返済した以上、年貢銭の収納については、善法寺の雑掌が直接行うべきである、との光秀が花押を据えた裁定が、善法寺家の雑掌に下されたのでした。

天正2年正月11日、明智光秀は、松永久秀が恭順を誓うために信長に差し出した大和多聞城の在番として入城しました。同24日、年頭の連歌会を興行、天下の名人・里村紹巴を招いて賦何人百韻連歌を催しました。同26日にも興行。2月中旬、長岡（細川）藤孝と城番を交代、近江の坂本へ帰城しました。

この機会を、千歳一隅のチャンスと見た善法寺家が雑掌を多聞城に遣わして、光秀の奉行・右筆にふたたび訴え出たのでしょう。文面からしてこれ以前の訴訟がわかりますが、どうして今度は認められたのでしょうか。先の連歌がヒントになりそうです。すなわち、最近注目されている八幡の有徳神人・橋本等安（高安・満介）の仲介が想像できます。里村紹巴の弟子の等安が、紹巴に仲介を依頼して、光秀方へ願い出た可能性があります⁽⁹⁾。

さらに、本文に見える「生津庄」は、前掲『岐阜県史』では美濃国本巢郡生津庄としています。『明智光秀一史料で読む戦国史』も同県史にしたがっていますし、『日本歴史地名大系 岐阜県の地名』（平凡社、1989年、378頁）も同様です。石清水八幡宮領の美濃国明知（智）庄を、明智光秀の名字の地（本貫地）と比定するところから、岐阜県の「生津」と思い込まれたものでしょうか。しかし、美濃国の生津庄と石清水八幡宮との歴史的な接点はありません。そして何よりも、八幡八郷の生津郷と見なす根拠があります。ずばり、永禄12年7月日付けの善法寺雑掌三問状案（「菊大路家文書」467号）です。本文書の端裏書に「永禄十二年七月廿七日 三問状」と見えるとおり、室町幕府政所方での訴訟における三問三答、訴陳形式の訴人側三問状にあたります⁽¹⁰⁾。したがって、この案件は、15代将軍義昭政権の裁判の俎上にあつたことは間違いありません（おそらく13代将軍義輝期からの訴訟でしょう）。本文書を通覧すると、「神領生津郷公用」（年貢）に関し、「任社法、於社家憲法之糺決候」つまり石清水八幡宮の社内法にしたがって、社務検校を中心とする宮寺談合（社家寄合）において公正なる裁断がくだされた。だが、社家被官の河田某は能村とはかって、借用書を返さず、押して請負の所務を2、3年実行してきた（能村が「遠行」〈死没〉した後、親類の河田が請け負っていたようです）。かかる「社家落去」（社内で落着）した点に抗した「謀略」への成敗に関し、幕府方へ善法寺雑掌が「生津郷」の所領の直務支配を訴えたものでした。永禄12年（1569）7月の三問状から約5年後、天正2年（1574）2月、光秀の裁許によってようやく解決したところの「生津郷」（光秀文書の「生津庄」は誤り）の所領問題でした。

天正3年(1575)7月3日、信長の命で、明智は惟任に改姓、日向守の受領名を授けられ、惟任日向守光秀を名乗りとしました。翌8月、丹波・丹後平定の上意を得て、京都代官の任が解かれました。

Ⅲ 長宗我部元親書状と従軍兵士覚書

近年、話題となった本能寺の変の謎を解く史料2点を紹介しましょう。

その1は、林原美術館所蔵の「石谷家文書」⁽¹¹⁾に収められた長宗我部元親書状です。石谷家は、將軍義輝の奉公衆で、石谷光政の娘が長宗我部元親の室となり、その嫡男・信親(信長の偏諱)が光政の養子・頼辰^{よりと}の女子を妻とし、そのあいだに生まれた女子が、信親死後に家督を継ぐ弟の盛親に嫁いでいます。だから、長宗我部家との二重三重の姻戚関係が注目できます。さらに頼辰の父は斎藤利賢で、頼辰の弟が利三^{としなつ}、ともに光秀の重臣です。なお利三の実子が明智利光と称し、その妹が後に徳川家光の乳母となる福(春日局)です。

明智光秀は、斎藤利三-石谷父子(光政・頼辰)-長宗我部元親といった外交チャンネルを通じて、信長と長宗我部との和平工作に努めていたわけです。

「石谷家文書」にある天正10年正月11日付け石谷光政宛て斎藤利三書状には、「御朱印候之間、重而頼辰・仁首座下国候」御朱印之趣も元親御ため可然候、惟日如在を不可存之由も被申候間、行々静穩之筋目之たるべく候」と見えます。内容は未詳ですが、信長の朱印状が出されたようです。元親のために光秀もぬかりなくことを運んでいるから、そのうち織田信長との関係も安定するだろうと語っています。頼辰と使僧が交渉役を務めていました。そのほぼ4ヶ月後、5月21日付けで、斎藤利三宛ての長宗我部元親書状が出されます。

手紙の袖の追而書^{おってがき}には、石谷頼辰に残らず申し伝えたと見えるので、石谷から斎藤へ、そして光秀へと、元親内意の通信であったことが知られます。長文の本文は、冒頭箇所「我等身上」(元親の一身上の問題=四国をめぐる和平交渉)についての「御恩顧」への丁重な礼を述べてから書きはじめられています。その内容は、信長との和談が難航し和平が遅延しているが秋口には調停が叶えばよいと覚悟している点、阿波国の東部地域の大半からは退却し城を明け渡すつもりだが、土佐国境に近い阿波側の海部・大西両城については長宗我部本国・土佐の「門」(出入口)だから引き渡せない点、何事も石谷頼辰に話して最良の「分別」(物事の道理)を仰ぎたい点などが書かれています。和平交渉の遅れは、長宗我部の目論見でもありました。実のところは、「芸土入魂」といわれる毛利輝元との軍事同盟を前提とした対信長外交の遅延作といえるでしょう。

しかし、すでに信長は5月7日付けで、3男・信孝にたいし朱印状を発給し、四国征伐と国割を宣言していました⁽¹²⁾。すなわち、讃岐国は信孝、阿波国は三好康長、伊予・土佐両国は信長が淡路へ出馬・渡海したら申し付ける。四国「国人」(国衆)の帰趨を究明し、成敗するようにと命じています。また、信孝には、康長にたいし「君臣・父母の思」を忘れないようにと諭していました。信孝を康長の養子として四国へ渡海させ、長宗我部を征討する信長の戦略です。その背景に秀吉の存在がありました。秀吉は、甥の信吉(三好良房と秀吉の姉どもの実子・秀次)を三好康長の養子としました。そして、信長には阿波北部と讃岐の返還について進言し、信長の応諾を得ていたのです。

信孝の軍勢は大坂を発向し、5月29日には住吉浦に到着、6月2日には渡海し出陣する軍事体制に入っていました。その2日早暁に本能寺の変が勃発したのです。先の5月11日付け長宗我部元親書状の10日後でした。はたして斎藤利三の手元に届いたのでしょうか。それは否です。なぜなら、元親の手紙は石谷家に遺っているからです。利三は山崎の敗戦後、捕縛され京三条河原で磔にされましたので、利三に渡っていたら残らなかったでしょう。

結果的には、本能寺で信長が横死、12日間の天下人・光秀が秀吉に討たれたため、長宗我部元親は慶長4年(1599)まで存命でした。ただし、関ヶ原では西軍に属したので、家康に土佐国を没収された家督の盛親は、大坂の陣に参陣して敗れ斬首され、長宗我部氏は滅亡しました。

その2は、最近、史料公開された天理大学附属天理図書館所蔵の「本城惣右衛門覚書」(1649年頃の成立)です。天理大学によってWEB上に公開された原本の画像を、私なりに解析してみました。ここでは重要な箇所を抜粋して紹介します(読点と傍註を付す)。

- ①「一、^(明智)あけちむ^(謀叛)ほんいたし、^(信長)のふなかさまには^(腹)はらめさせ候時、^(本能)ほんのふち^(マ、)寺へ我等^(先)申間^(道)さきへはい入申など、いふ人候ハ、(中略)のふなかさま^(腹)ニ^(め脱カ)はらさせ申事ハゆめとも^(知)しり不申候」
- ②「あけちとの申由^(崎)申山さきのかたへ候こゝろさし候へハ、おもひのほか京へと申候、我等ハ其折ふし^(家康)いへやすさま御しやうらくにて候まゝ、^(上洛)いへやすさまとはかり存候、^(本能)ほんのふ寺といふところ^(知)としり不申候」

①から、明智光秀軍の足軽として従軍した本城惣右衛門は、入京して本能寺を攻めるまで、信長を討つことを知らされていなかったことがわかります。②では、ひとしく秀吉軍の毛利攻めの支援を目的に西国街道へ出るために山崎へ向かうものと信じて疑わなかった点、そして京都に進路を向けたことも、堺から上洛する家康と合流し談合するものと推断していた点が知られます。家康の件は後日知り得た情報を挿入したものと思われそうですが、要するに、本能寺の直前まで、従軍兵には詳細が伝達されていないまま、信長の弑逆を決行したということです。味方の軍勢をも欺くほどの慎重さと、突発的な軍事行動だったといえるでしょう。

6月2日早朝、信長を討った直後、同日付けで美濃国野口城主・西尾光教に宛てた光秀書状が兵学者・山鹿素行の『武家事紀』に収載されています。そこには「父子悪逆天下之妨討果候」と、信長・信忠父子の悪逆な政道は「天下」(京都の政治)の妨げになるから征討したと、主人の「討果」を正当化しています。なお、同じく6月2日付けの毛利輝元宛て光秀書状写(「松雲公採集遺編類纂」)は要検討の文書ですが、「信長事、大悪無道而天下之人民^(騒)令腦乱准殷紂之間討果候、(中略)公方様急御上洛候様ニ御馳走尤候」と見え、秀吉方に捕縛された光秀密使の書状とされ、信長の死を秀吉方がいちはやく知り得た根拠とされています。

熊本藩細川家の記録『綿考輯録^{めんこうしゅうろく}』では、6月3日、細川忠興の叔父・沼田光友が、光秀の使者として丹後国宮津に来城、忠興は「忿怒の余り沼田を殺さんと仰せられ候」と、怒りをあらわにした様子が描写されていますが、ことの次第は未詳です。

しかし、いまでも細川家に遺る、6月9日付けの有名な光秀自筆書状には、本能寺の変後、光秀の女婿・忠興と父の藤孝が剃髪したと見えます。ガラシヤの実父・光秀との縁切りの証左と考えられますので、細川方にも知らされていなかった光秀の謀叛は、細川父子にとって断腸の思いであったものと想像されます。さらにこの書状に書かれた光秀の真情を推察すると、「我等不慮之儀存立候事」とあって、すなわち「不慮」(予測がつかず、思いがけないこと。不意であること。意外かつ心外) だったことになります。やはり、入念に計画された天下取りとは到底いえません。

おわりに

本能寺の変の翌年、天正11年(1583)2月20日付けで、前関白・太政大臣の近衛前久^{このえさきひさ}が、石谷光政・頼辰父子宛ての書状を認めて本音を吐露しています(「石谷家文書」)。本能寺の変について、光秀の意思とひとしく「不慮」と書いています。信長の「武威」のために九州まで下向して大友家と島津家の戦争の和平工作に尽力し、信長と本願寺との朝廷講和に努めた前久ですから、信長との「入魂」も強調しています。けれども、信長が光秀に命じた和平交渉、光秀と石谷父子、長宗我部氏との外交チャンネルをも熟知していた前久が、その当事者に出した手紙です。だから、信長が信孝に出馬を上意下達したことによって、「天道」(天=神の意思とその道理)が「不慮」の事態を招来したとする感懐を説いています。この時代の天道思想の考え方の典型です⁽¹³⁾。

これらに鑑みて、謀叛人・光秀の想いを斟酌すると、戦国武将たちが殊更にこだわった「外聞」(評価)と「面目」(名誉)に思い当たります⁽¹⁴⁾。四国外交に見たとおり、信長は秀吉と光秀を天秤にかけていました。長宗我部氏との外交をめぐる、光秀は天下の外聞と面目を完全に失ったわけです。それだけではありません。かつて、細川父子(藤孝・忠興)が南山城の長岡地域および勝竜寺城を没収され、宮津城へ転封されたように、自分も、苦勞して平定した丹波一国、本国の近江滋賀郡・坂本城の没収を察知していたことでしょう。ましてや、細川氏が光秀の与力とされ、軍事指揮下に帰属させられたことを勘案すれば、毛利総攻撃を口実に、今度は光秀自身が、因縁の宿敵・秀吉の与力となり、かかる辛酸を嘗る可能性が高かったといえるでしょう。

いま一つ附言すれば、あらたな「主取り」を迫られたことです。將軍義昭から天下人信長への主取り、今度はふたたび義昭を「御主」^{おんあるじ}とする將軍家再興の大義です。かつての「御暇」^{おひま}を反古とした本卦還りのごとき所業ですが、ときは戦国、主君弑逆(王殺し)・家督抗争・家中内紛の余塵は消えていません。現存する光秀最後の手紙は、6月12日付けの雑賀五郷^{さいかごからみ}・土橋平尉宛て書状(「森文書」)です。備後国鞆の浦を御座所とする將軍義昭の「御入洛」の「上意」を強調して支援を勧誘していることから、いまだ15代將軍であった義昭を「御主」とする意思は間違いありません⁽¹⁵⁾。

ともあれ、中世的ないわゆる二重主従制は、明智光秀をもって終焉をむかえたということが出来ます。

註

(1)『群書類従』第29輯、雑部、179頁

(2)黒嶋敏「光源院殿御代当參衆并足輕以下衆覚書」を読む－足利義昭の政権構想(『東京大学史料編

纂所研究紀要』14号、2004年)

- (3) 稲葉継陽「光秀・藤孝・信長」(『季刊 永青文庫』110号、2020年)
- (4) 藤田達成・福島克彦編『明智光秀 史料で読む戦国史』八木書店、2015年。本文での光秀文書は主に本書を参照した。
- (5) 京都府立山城郷土資料館発行・展示図録42『光秀と幽斎～花開く武将文化～』(2019年、28頁) 所収「橋本家文書」
- (6) 「梅林寺文書」(名古屋博物館編『豊臣秀吉文書集』1)。本文での秀吉文書は主に本書を参照した。
- (7) 『小田原市史 通史編 原始古代中世』(1998年) 850頁、拙著『戦国大名の正体』中公新書、2015年、拙稿「毛利元就」(関幸彦編著『「悪の歴史」日本編【上】』清水書院、2017年)
- (8) 拙稿「明智光秀書状」(石清水八幡宮社報『石清水』120号、2021年)
- (9) 前掲註(5) 展示図録(29頁) 所収「橋本家文書」から、橋本満介が紹巴から連歌の指導を受けていたことは明らかである。
- (10) 拙著『戦国期の石清水と本願寺』(法藏館、2008年) 第2章で石清水八幡宮の検断と訴訟を解説しているので参照されたい。
- (11) 浅利尚民・内池英樹編『石谷家文書 将軍側近のみた戦国乱世』吉川弘文館、2015年。本文での「石谷家文書」は本書を参照した。
- (12) 奥野高広編著『織田信長文書の研究』下巻1052号
- (13) 秀吉も「武威」を正当化および正統化するために、よく「天道」を口にした。その代表的な史料として天正17年11月24付け北条氏直宛て秀吉書状を抜粋して紹介しておきたい。「北条事、近年蔑公儀、不能上洛、殊於関東任雅意狼藉之事」「氏直背天道之正理、対帝都企奸謀、何不蒙天罰哉、(中略) 普天下逆勅命輩、早不可不加誅伐、(中略) 可勿氏直首事」(仙台市博物館所蔵「伊達家文書」)
- (14) 前掲註(7) 拙著
- (15) 秀吉は、天正10年6月27日の清洲(須)会議の後、10月14日付けの織田信孝家臣に宛てた長文書状の中で、信長の嫡男信忠の子・三法師(秀信) = 「御若君様」のことを、「四人宿老」(羽柴秀吉・柴田勝家・丹羽長秀・池田恒興)の談合にしたがって、天下の「御主」と宣揚している(国立国会図書館所蔵「松花堂式部卿昭乗留書」)。

[付記] 本講座の性格上、研究史の分厚い堆積層を発掘して整理することはできませんでした。近年の研究成果としては、渡邊大門『明智光秀と本能寺の変』(ちくま新書、2019年)、諏訪勝則『明智光秀の生涯』(吉川弘文館、2019年)を参照してください。